

令和2年 第1回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年1月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年1月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      4番委員 高 橋 公 利  
5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次      7番委員 今 井 育 男  
8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一      10番委員 阿 部 均 司  
11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男      13番委員 本 多 通 治  
14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江      19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 1名  
3番委員 内 海 博 光
- 5 議事録署名委員  
19番委員 高 橋 久 美 子      2番委員 星 野 敏 雄
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴 木 伸 史      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について  
議案第5号 農地に該当しないことの証明願について  
議案第6号 農地法第43条第1項の規定による届出について  
議案第7号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

協議事項・報告事項

その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

頭 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に19番高橋久美子委員・2番星野敏雄委員を指名し議事に入る。  
そうすれば、早速議事に移りたいと思います。

まず最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本件につきましては、〇〇さんの件でございますが、地元の担当であります1番の榊委員より調査結果の報告をお願いします。

1番委員

1番の榊武重です。〇〇さんの位置的なものは皆さんおわかりでしょうか。それから連続して、その東側のほうに今回の圃場と言いますか、場所が出てきたわけでございます。昨年形質変更しまして、今、図面では2つになっていまして、これはのり面を取っ払いまして1面になっている圃場の中に、ここに今言われている栽培に供するために規模拡大、それから効率化を図るために、ここに栽培施設と言いますか、建物を建てて、拡大、それから栽培をしようということで、この案件が出てまいりました。

当時はあれですね、土地改良、ごらんのように土地改良がしてあって、第1種農地で、農振の網もかぶっております。そして、私が見てきたところは3条の申請なんですよ。要するに、農地のままでということでございます。これは、農地法の第43条というのが改定されまして、これが適用されるという県下で初めてのケースだそうございまして、そういうこともありまして、事務局と非常にいろいろなお話をなされて、初めて皆さんの前に出せるような、ここまで来たということではないかと思っております。

したがって、その43条について、いろいろな制約があるそうですが、それはまた事務局のほうから詳細は説明していただきたいと思っております。

そういう新しい法律のもとでこれが適用されるということをご承知おきいただいて、なおかつ〇〇がこういうふうに規模拡大、発展して、そして地域にまた新しい、これにつながるような発展、拡大ができればと思っております。

以上で私のほうからの説明は終わりますが、皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、榊委員の説明をいただいたわけですが、これについては、県下で初めてということで、この後、議案第6号関係のほうで説明があるとは思いますが、こういった形で、法改正によって農地のままそういった施設が栽培できる道が開けたということでございます。

この件に関しましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

1 番委員 会長、もしあれだったら、43号の事務局、説明を……

議 長 関連ある。じゃ6号の説明をしていただけますか。

1 番委員 それをしないと、ちょっとわかんでしょう。

事務局 話が前後するようになってしまって申しわけございません。  
お手元の資料をちょっとご用意ください。A4判の横の農業施設についてという横判です。表裏書いてある。  
ここを上からちょっと読ませていただきますと、今回、先ほど櫛淵委員の説明がありました農作物高度化施設という建物、本来農業施設においては、従来、こういった規模でありますと、農地転用をするような形で法律上定めがありました。平成30年11月16日に施行されました法律の改正に伴いまして、こういった施設、条件がありますが、こういった条件をクリアした中で、農地のまま、転用せず、届けだけで済むという制度になりました。  
去年のうちにちょっとこういったパンフレットを皆さんにお配りさせていただいているかなと思うんですけども、内容は、この今回お手元にある資料と何ら変わりません。  
これによりますと、一番上に農地転用の許可を必要しない農地に設置できるということと、届け出をしたならば、それ以降農地としての扱いになるということでございます。  
また、そういうことで、固定資産税においても、農地の扱いということでございます。  
具体的な基準となるものが左下にあります施設の基準というようなことで、①から⑥まで書いてあります。これにつきましては、議案第6号のところでもう一度詳細を触れさせていただきたいと思えます。  
そういったところでとらえていただいて、今回、月夜野きのご園さんにおきましては、この農地2筆において、農地法3条に基づいて、賃貸借を結んだ形で、ここに施設を建てたいということでございます。  
今時点で、ちょっと概略そういったところでございます。6号のほうでもう一度触れさせていただきたいというふうに思えます。  
以上です。お願いします。

議 長 ありがとうございます。  
何か質問、ご意見ございませんか。

15番委員 15番、原澤です。これ、建物のことが書いてありますけれども、下の地面をコンクリートに全面した場合はどういう扱いなんでしょうか。

事務局 建物の下ですか。

15番委員 はい。

事務局 そうした場合も、この基準に基づいて、例えばですね、具体的に言うと、棟

が8m以内であること、軒高は6m以内であること、そういったもろもろが全て基準に基づいているならば、施設内の内部がコンクリートにしたとしても、それはこの高度化施設に該当するということで、農地の扱いでいいということでございます。

だから、建物は建つんですけども、農地法上の農地というような形でとらえるということでございます。

ただ、その後、届け出をして、じゃそこで終わりかとそうではない。毎年の用地の利用状況調査、それも該当します。対象となるので、その施設が届け出の内容と異なるような使い方がもしその後発生するということであると、場合によっては取り消しというような形になるかというふうに思います。

ですので、毎年の推進委員さんによる調査の対象となることは、その後も農地ということでは変わりはありません。

ですので、建物を建てて、コンクリート打つんですけども、農業用施設、今までの農業用施設と何ら変わらないとは思いますが、扱いは農地ということでございます。

以上です。

15番委員 前はたしか農地をコンクリートで打つと、面積が決まっていたよね。それは、もう今はそれが撤廃されたということですか。

事務局 じゃ、今までの農業用施設は一切なくなっちゃうかということでしたら、今までの農業用施設も存在します。ですので、例えば200㎡を超えない農業用施設であれば、特例として届け出でいいというようなケースもあったと思いますけれども、それも今後もその扱いというのは残ると。

ですので、高度化施設だけが今度前面に来るのかということ、これは従来、こういった施設も同じような扱いで、今までどおりやっていくということですよ。その中にこういった施設が加わったというイメージでとらえていただければというふうに思います。

15番委員 例えばですけども、牛舎なんかを建てた場合は、この扱いになるんでしょうか。

事務局 そうですね。それで、いろいろ説明会もあって、牛舎において、この高度化施設になるのかという質問があったんですが、牛舎は対象にならないということでございます。

いろいろ、この場合はどうなのか、この場合はどうなのかというところがあるというふうに思うんですが、この絵にありますように、このイチゴのハウスですとか、こういったところで、地面にコンクリートを打って、効率を上げるために機械を入れるというようなケースを国は想定しているという話でございます。

ですので、従来どおりの牛舎においては、ちょっと対象とならないなということでございます。

15番委員 はい、わかりました。

議 長

ほかに何か質問等ございますか。

これは3条の賃貸借でございますので、先ほど施設の設置とは別に切り離してご審議をお願いをしたいと思います。

それですから、〇〇さんの土地を〇〇さんが借りるということに対する申請でございますので、お間違いのないようお願いいたします。

特に何かございますか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、申請どおり許可をさせていただきます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、3件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上です。よろしく願います。

議 長

ただいま事務局の説明がありました。

それでは、1番の〇、〇〇さんに関する調査を廣田委員をお願いしておりますので、廣田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇の廣田です。農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

農地を駐車場用地として転用したいという所有権の移転売買ということで、1月6日夕方、現地を確認いたしました。場所的には、〇の〇〇より北へ400mほどの〇団地というところですか。くいが数本打ってありました。6日夜、譲受人の〇〇さんに確認をしましたら、理髪店のお客さんの駐車場がなく、駐車場用地として活用したいとのことでした。

調査事項として、転用目的を遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、土地利用状況図、見積書、残高証明書が確認できました。1月6日、〇〇さんに確認できましたので、実行は確実と思われま。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は214㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置の確認ですが、現地は道路、隣接する家、不耕作の畑に囲まれた連続性のない農地で、支障は発生する見込みはないと思われま。

その他想定される懸念事項は特に見当たりませ。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま廣田委員から説明いただいたとおりですが、この件に関しまして質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

申請のとおり許可することに決定をさせていただきます。

続きまして、2番、〇の〇につきましては、担当の今井委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。5条のこの件につきまして、この間、7日に調査のほうに行っただけです。場所は、〇駅北東350mぐらいの位置なんですけれども、ちょっと皆さん、道路わかるかな、どうかと思ってあれなんですけれども、〇の駅から〇方向から〇方向へ〇線を行きまして、信号機を右に曲がって上がって行きますと〇線の踏み切りがありまして、その踏切を越えた上が今度、県道〇線になるわけなんですけれども、そこへ突き当たってから左へ行っ、すぐまた右に行った場所です。場所的にはそういったような、ちょっとこの写真で見ると、高低差がちょっとわからないんですけれども、ちょっと〇線よりも高い位置になるかと思えます。

そして、譲渡人につきましては、年中出てくるわけなんですけれども、〇〇さんという名前が年中出てきたりしているわけなんですけれども、この方については、こちらに住んでなくて、〇〇のほうに住んでいまして、農業は全然やっていないし、これからは先やらないということでもあります。また、会社員となっているんですけれども、何か〇駅のJRの助役をやっているとかいうことなんですけれども、そういったあれで、土地的にはうんと持っているんですけれども、自分で全然管理もしない。ただそのまま人に貸したりいろいろやっているようなんですけれども、だんだん始末していきたいというような話でありました。

譲受人の〇〇さんにおかれましては、この人は学校の先生やっていたんですけれども、退職して、また会社へ勤めているわけなんですけれども、話を聞いてみますれば、これ、転用理由に書いてあることについては、いろいろな要件がここに書いてありますけれども、本当にこの場所を見ますと、本当に自宅は大きいのをつくってあれしたのが、親たちと2世帯で住んでいたわけなんですけれども、2世帯で住んでいた中におかれて、親たち2人が亡くなられたと、こういうことで、うちが大きくて、屋根の面積も多かったりするんで、雪の置き場もない何だということをするわけなんですけれども、今ちょっとうちのところを見ますと、横にちょっと見えるんですけれども、板さくでみんな雪をとめているわけなんです。うちそのものが1階部分が全部平屋の関係なんで、冬になると屋根と雪がつながってしまうということで、屋根まで壊れてしまう。それで、田んぼも借地になっているわけなんですけれども、宅地の敷地よりこの畑のほうの方が60cmぐらい高いんです。それだもんだから、壊れたり、うちが壊れたりしちゃうということと、あとは、そのうちの前なんですけれども、前のほうにおかれては、本当に車1台置けるくらいしか余裕がなかったりして、友達が来ても、今現在、道路にとめさせてもらっているような状態だとか、そういうので、駐車場を何とか確保したいという話でした。

隣接関係につきまして、やはりあれなんですけれども、これはよく名前が出てくる〇〇さんという人なんですけれども、電話で確認していくと、いや、そこはもう話もついでいて、どういうふうにしてもいいですよという話であったりして、また借りている人がいろいろつくっていったんですけれども、またつくらなくなったりしているところもありまして、いや、大丈夫ですよという話、了解をしているから大丈夫ですよという話を聞いてきました。

そういったところで、何とか許可をお願いしたいんだという話でありましたので、懸案事項については、これということはないと判断いたしまして、自分は思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま今井委員のほうから地元の意見をいただいたわけですが、この案件に関しまして質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請どおり許可することと決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、申請どおり許可することに決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇、これは地元の原澤委員より調査結果の報告をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤です。この件について、8日に現地に行きまして確認してきました。本人と会いたかったんですが、勤めの関係上、ちょっと時間が合わなくて会えませんでした。一応電話をして確認いたしましたところ、今、農業も大してやってないし、ここに書いてありますが、耕作もしてないというので、貸したいと言っていました。借受人のほうも、もらった資料によりますと、ちゃんと事業にかかわる貯金残高等しっかりありますので、大丈夫だと思います。

場所的にも、農業はみんなはやって、畑がそこにやってはいるんですが、それほど皆さんがやっているような場所ではないというところでございます。ソーラーはそんなに高くはできないので、畑に係る影響はほとんどないと思われれます。

電話で話を聞いただけでしたんですが、まあ大丈夫かなという感じであります。何かあったらよろしく申し上げます。審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ソーラー発電事業の関係でございますが、この件に関しまして質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請のとおり許可をすることと決定してよろしゅうございますか。よろしいですか。

事務局

太陽光に関する案件につきまして確認したところ、今回の案件は、出力49.5kwということでございます。町のガイドラインにおいて、30kw以上は開発の対象となるということで、面積は1,000㎡を超えてないんですが、キ

ロワット数で言うと30kwを超えているということで、そちらのほう、町の開発指導要綱に基づいて、並行して今、手続のほうを進めているということでございます。すみません、おくれて補足ということでお願いします。

あと、なお、この場所、原澤委員が説明していただいたとおり、奥に竹林というかがあって、手前がまた、ちょっとわかりづらいですが、青いところが申請地でございます。手前が道路と若干ちょっと距離が、ここにですね、ここが申請地の田んぼでして、ここが町道になります。ここに入るための道路というのが実はないんですね。業者のほうで一応添付書類をつけていただいて、この手前の番地が〇〇、〇〇さんという、これ、地目は畑なんですけれども、過去に転用が済んでいる農地、転用済み農地ということでございまして、その〇〇さんより一応この入るための、この農地に入るための借用書、承諾書を取りつけて、この町道から申請地のここまで、一応幅にすると3mぐらいですね。車が出入りできるような形で承諾書を一応つけているということでございます。

ですので、道路はついていない、直接的な道路はついていないんですが、そういった形で、この太陽光の施設を設置して、それ以降管理していくということでございます。

すみません、補足させていただきます。

以上です。

議長

今、補足的な説明があったわけでございますが、既に許可済みの農地を借用して出入り口の整備、進入は可能というような説明でございます。

では、これについて、町の開発指導要綱との調整が必要だということですが、こっちのほうの方が先でよろしいんですか。

事務局

開発指導要綱に対しては、どちらが先ということではございません。

ただ、仮に農地転用の許可がこの後、県に上げて、準備ができたということではございましたら、町のほうももし滞っているような状況であれば、許可証を渡すのを少し待つというような形で、一応農地法の許可証も開発のほうの許可も、一応基本的には同時ということで、どちらが先というものではございません。

今、上げたやつ、同時並行で進んではいますが、そういったような形で進めていきたいということです。よろしくをお願いします。

議長

今、町の指導要綱と同時並行で手続を進めているということでございます。そういった点を踏まえまして、本件は申請のとおり許可をすることに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、町の開発要綱と並行して許可をするという形で、申請どおり許可をすることと決定をさせていただきたいと思えます。

続きまして、議案第3号の農地利用集積計画に対する意見決定について、お願いいたします。

事務局

では、6ページをお開きください。

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件、4件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、719㎡、利用権存続期間は5年、畑は賃貸借の通年、9,077㎡、利用権存続期間は10年、田と畑の合計は9,796㎡です。貸し手は4戸、借り手は2戸でございます。

8ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 今、事務局より18条第1項の規定に関し説明があったわけでございますが、申請のとおり承認をすることに決定をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第4号農用地理容配分計画案、お願いいたします。

事務局 9ページをお開きください。

議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求めらる。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これは案件2件でございますが、1番の〇、〇〇さん、2件あるんですが、これにつきまして、現地調査を14番、原澤幸雄氏にお願いしてございまして、調査結果について報告をお願いいたします。

14番委員 14番の原澤です。それで、12月29日に原澤さんの幹治さんと現地調査と聞き取り調査を行いました。それで、通年、放置農地になっているものから、〇〇さんは貸したいということで、今後、これを借りられれば、許可をとって耕す、そういう方向で幹治さんはしています。

それで、全てのこの第1項の関係に対しても、別状問題はないと私は判断いたしました。皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ただいま原澤委員のほうから説明をいただいたわけですが、特に営農上問題がないというご意見でございますので、適当である旨回答したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第5号農地に該当しないことの証明願について、これについて、また事務局より説明を。

事務局 先ほど、〇〇さんの件は

議長 すみません。申しわけありません。

事務局 ええ、幹治さんのは番号2番……

議長 すみません、申しわけありません。  
じゃ、戻します。

1番の〇の〇〇さんの件につきましては完了です。申しわけありません。議案戻します。〇〇さんの案件について、お願いいたします。

13番委員 13番、〇地区の本多通治です。農用地利用配分計画案の申請案の調査結果について説明いたします。

1月3日、申請者及び関係者に確認したところ、以下のとおりでありました。  
調査事項1、貸し付け後において周辺農用地の農業上の利用に支障が見込まれる影響についてについては、関係者は以前より当該農地を使っており、今回、農業公社より借りかえることから、影響はないと思われま

す。調査事項2、全ての農用地について適正に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みにおいても、既に飼料畑など、10ha以上の耕作面積があり、通常農家として常時酪農作業に従事しております。

調査事項3、借り受け希望者への貸し付けについては、先ほど調査事項1においても述べましたとおり、既に当該農地を貸しており、今回農業公社より借りかえるため、適当と思われま

す。調査事項4、その他、想定される懸案事項は特にございません。  
以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告いただいたとおり、既に耕作をされている場所を今度、農業公社のほうから借りかえという形で、機構法に基づく権利設定の切りかえの案件でございますので、特に問題はないと思いますが、皆さん方のご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、適当ある旨回答させていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、案件1番、案件2番両方とも決議します。失礼いたしました。

では、続きまして議案第5号農地に該当しないことの証明願について、お願いいたします。

事務局 そうしましたら、11ページをお開きください。

議案第51号農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第

2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求めます。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

なお、補足説明としまして、本願出地は、筆界未定地となります。公図上位置を特定することが容易でないことから、まず当時の状況を把握すべく、地元の関係者からの聞き取りと、昭和50年ごろの航空写真などを準備した上で、大まかな位置を特定し、現地調査を去る12月24日に行いました。

また、所有権の流れを説明しますと、大正7年6月3日時点では共有者90名から始まり、平成17年2月より委任を終了を原因とする持ち分が共有者25名とした〇区となります。それ以降、平成20年、21年、22年、25年と続き、令和元年5月30日付におきまして全て〇区の名義となりました。恐らく大正時代において、法人格を有しない〇区では所有権の登記ができないため、当時の関係者の共有名義にしたと思われます。

しかし、平成3年4月におきまして地方自治法が改正されまして、認可地縁団体、いわゆる自治会、町内会であっても、法の要件を満たし、行政手続きを経れば法人格を得られるということから、平成11年、〇区では手続きを経て現在に至ったというふうに思われます。

補足説明としては以上でございます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局のほうから説明をいただいたわけですが、場所は、この前行ったソーラーの奥のほうですね。これについて、現地の一応確認をいただきました榊委員のほうから説明をお願いいたします。

1 番委員

1番、榊武重です。今、事務局のほうからご説明がありましたように、重複するかもしれませんが、お話があったんで、現地確認ということで、〇の推進委員さんの阿部さんと、それから事務局、それから申請者であります区長さんにご案内、ほか3名ほどおられたんですけども、現地、案内させてもらいながら伺ったわけですけども、先ほど言われたように、字界未定地なんですよね。国調の境界が入らなかったということらしいんで、その中で、大体この辺じゃろうということで見させてもらったんですが、その案内された中で、雑木林に関しては、確かに畑ができればつくれるかなというような段階ですが、もう一つ東側にその区域があって、そこはほぼ等間隔に、1mか1m20ぐらいののり面があって、それがちょうど下のほうまで続いているんですが、ですから恐らく畑になっていたなというところで、これではないだろうかということで、暫定的に見せてもらってきました。

それから、経過については、今、事務局がおっしゃったように、そういうような流れでございまして、戦後は、何か現場いた方に、やっぱりこれを知っておられる方にお会いできなかったんで、区長さんからの聞き取りみたいな格好でお願いしたんで、伺ってきたんですが、やっぱり食料事情が悪かったとき、ここは下牧の方は大日向と呼ばなくて、芋山、芋山っておっしゃるんですね。やっぱり食料事情のときに、ここ、開墾されて畑に、サツマイモないしジャガイモとかそういうものをつくったんで、芋山とおっしゃるんだと思います。

それからそのところを見させてもらいながら、その後、養蚕で、一部桑園

だったこともあるそうです。それから、50年代の後半、それから60年、養蚕も衰退というところに、ああ、そのころにもう植林をしていったと言ったかな。ですから、これはこちらなんです、もう一カ所のほうには、おうカラマツとか杉とかそういうものが、もう胸高直径40cmあるいは60cmを超えるような木に、30年、40年たっているような木になっていまして、周りに畑もないし、それからこれを起こして畑にというような状況でもなさそうでございます、妥当かなと。

本来なら、みなかみ町農地に該当しないことというんで事務取扱基準があって、その中で、局長の専決処理でもいいというようなことが書いてあったんですが、だからそんなような状況ですから、専決処理でもよろしいかなと思っておったんですが、きょう、皆さんの前に付議されたんで、ご審議いただければと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

経過については、事務局、また榊刈委員のほうから説明いただいたとおりでございますが、質問、意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、農地に該当しないことの証明をしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

続きまして、議案第6号農地法第43条第1項に基づく届出について、お願いいたします。

事務局

13ページお開きください。

議案第6号農地法債43条第1項の規定による届出について。

次のとおり、農地法第43条第1項の規定に基づき、届出があったので、内容を審査のうえ受理又は不受理の判断を求めらる。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

先ほど3条のところでもちょっと説明させていただいているんですが、もう一度その資料をご覧ください。

内容については、先ほどちょっと触れさせていただいたとおり、この農地法の第43条第1項に基づきまして届け出、いわゆる農作物栽培高度化施設ということでございます。

ちょっと細かく見ていきますが、施設の基準となるそういった要件というのがございます。

まず1番、もっぱら農作物の栽培の用に供されるものであること。

②番、周辺農地の日照に影響を及ぼすおそれがない高さの基準に適合すること。棟高8m以内、軒高6m以内のもの。太陽光を透過しない素材で屋根、壁面を覆う施設である場合には、春・秋分の日午前8時から午後4時までの間に周辺農地におおむね2時間以上日影を生じないこと。

③番、排水放流先の管理。周辺農地の営農条件に支障が生じないよう必要な

措置を講ずること。

④番、施設の設置に必要な許認可を受けていること。

⑤番、設置されている施設が農作物栽培高度化施設であることを明らかにするための標識の設置等の阻止を講じられること。

⑥番、借地に施設を設置する場合は、施設を設置することについて土地の所有者の同意を得てということ、この6点が決まりとしてあります。

裏面にもその後の農地の扱いというのが、こういった状況で確認するんですよという手続的なことが書かれていますので、確認していただきたいと思えます。

もう一つ、こういった高度化施設の取組みに係る注意事項というのをちょっとごらんください。

そこに書いてあります内容で言いますと、1番手続き事項ということで、今回の先ほど審議していただいた農地法の3条の2つ目が書かれています。施設の概要は、先ほど述べさせていただいた内容を書かさせていただいています。

2番目に、農作物栽培高度化施設の基準に基づく状況ということで、先ほど説明させていただいた1から6の項目がそこに書いてございます。

審査結果ということで、私のほうで該当、適合というようなことを入れさせていただいているんですが、その理由的なところをちょっと触れさせていただきたいと思えます。

1番としましては、1年を通してキノコ栽培する計画を確認しております。これは営農計画という書類が出ております。

2番としましては、①として、添付図面より、基礎上部30cm以下により、施設の棟高は7mということを確認しました。

②としまして、軒高6m以内ということも、同じように図面等により、地盤面より施設の軒は4.4mということを確認しました。

3番目、この施設は、透過性がない、いわゆるビニールハウスというような素材ではございません。ですので、3番目の太陽光を透過しない素材である場合は、春分から秋分の間の8時から4時の間におおむね2時間以上日影が隣接の農地にかからないようにという、こういう基準がございます。ですので、資料に基づいてこちら辺を確認させていただきました。

現地は、先ほど櫛淵委員が説明していただいたとおり、北というか、西南ですかね。既存の建物の奥に白い建物があるのと、その直下には〇〇という大きな農道の道路が通っています。ちょっとわかりづらいんですが、

あるすぐわきには排水路が通っています。一方で、この書いてあるところの農道を経て田んぼが連なっているというような状況でございます。一番影響を受けると思われるのが、奥の土地を指している、そっちのちょっと当該地よりも高いところに位置する田んぼがございまして、その部分が日影に当たるのかどうかというのがポイントになるんだろうということでございます。

これが管理者から提出された、いわゆるそこに、ちょっとわかりますかね。建物が建っているシミュレーションと言うんですかね。これがちょうど北、左に耕作、隣地の農地がありまして、黒い日影という部分が2時間以上、そこです。あると思えます。そこら辺をちょっとポイントにちょっと見ていただき、これが、今、8時から10時の間の状況というシミュレーションでございます。

それで、もう一個申し添えますが、すみません。8時から始まって、9時、

10時、11、12、13、14、15、ごめんなさい、15はなかったですね。これが14時から16時というところでございます。ポイントとなるのは、先ほど言ったこの法面にどういうふうな形で日影が、建物の日影が入ってくるかということ、こういったところですね、入ってくると。ここは2時間以上日影になるということで、境界線で言うと、この赤字が境界になるんですかね。隣地との境界になります。高低差が2mぐらいあるんですかね、隣地。こちらが低くてこちらが高いということでございまして、じゃ境界がおかしいんじゃないかということでございますが、ここは現状、のり面、傾斜地でございます。耕作面には至っていないということで、これに関して、ちょっと県の〇〇さんという担当の方に照会させていただきました。

そうしたところ、これ、かかってないから、境界、のり面だからいいという判断ではございませんが、現状を見た中で、耕作に影響する部分が2時間を、この条件に合わせて影響はないという部分を確認することができたならば、この辺の部分も許可してもいいのかなということを確認をさせていただきました。

ですので、全く当たらないとは言い切れませんが、要するにほかの部分ですね。薄っすらちょっと影が出ている。これは16時以降ですね。16時以降、ちょっと若干ちょっとここには入ってくるということで、あと1点なんですけれども、管理者の〇〇を通してその隣接の耕作の方々に承諾を、こういう建物を建てて、こういう状況になるかもしれないというような話は、もう既に取りつけているということでございます。そういったところから、支障はないというふうに思われます。

続いて、3番目の排水路、放水路につきましては、現地、先ほど説明したとおり、ほかの隣地の農地よりも低いところにあるということで、農地に流れ込むというようなことは考えづらいのかなということではございます。

なお、敷地内の雨水排水につきましては、一応先ほど確認したところだと、敷地内の自然浸透ということで、周りに排水路が通っているんですが、そこには放流しないというような形でいきたいということでございます。

4番目の主要な施設の設置の許認可ということで、隣接の既存の建物から新しいこの当該地に入るための橋、ちょっとした橋を設けたいという計画でございまして、これについては、昨年10月17日付で町の地域整備課のほうに届け出をして、許可を得ているということでございます。

5番目の高度化施設であることを明らかにする標識の設置ということで、これも標識の位置図ということで添付していただいたというところではございます。

最後に、施設用地を借地するという場合は、施設の設置について所有者の合意を得るということで、これにつきましても、所有者からの同意書がついております。

以上、1番目から6番目につきまして、内容を審査させていただいた状況によりますと、おおむね問題はないと思われます。

私からは説明を以上とさせていただきます。

議長

ただいま事務局のほうから説明をいただいたわけですが、質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、届け出のとおり受理することに決定をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第7号なんですけど、これは昨年来いろいろないきさつ等あったんですけど、何かこういう農業事務所に申し合わせを決議しなさいよという強いお達しがあったそうなので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第7号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議ということで、次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、この事の発端でございますが、いろいろたび重なる不祥事が農業委員会、いろいろ報道されて、特に去年は、去年の10月にも皆さんにご報告させていただいたんですけど、農業委員会研修のときに飲酒をしたと。これが非常に問題になった。国庫の補助を受けているということで、お達しをいただいた直後に、奈良県の安濃町で現役の農業委員会会長さんと農政課長が農地法違反、それで農業委員会長については収賄で逮捕というようなことがたび重なりまして、国のほうとしても、これはちょっともう少し襟を正してくれということで通達がございました。

それで、去年の11月に全国農業委員会会長代表者会議というものがございまして、この中で、農業委員会の委員等に対する綱紀保持に関する申し合わせということが決議されたということでございます。

これにおいて、全国農業委員会でも、こういったものの決議を行ってくれということのお達しがありましたので、今回議案とさせて、上程させていただきました。

それでは、朗読させていただきます。

みなかみ町農業委員会の法令順守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関であり、農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可にかかわる事業については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、各事についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会で担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、令和2年1月10日、みなかみ町農業委員会。

このようなことで決議をしていただきたいと思いますので、よろしくご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

今、事務局のほうから説明があって、各決議内容について朗読をいただいた

わけですが、今さらながらというような内容がほとんどでございますが、当会議において一応議決をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、議決をさせていただきます。

議事録に残っていただければいいんですね。はい、わかりました。そのように議事録に記載させていただきたいと思っております。

続きまして、議事については以上ですが、協議事項・報告事項について、特に事務局から特にないのですか。

事務局 はい。

議長 そうすれば、その他の事項でお願いいたします。

事務局 たびたびすみません。昨年度から人・農地プランの実質化ということで、農業委員さん、また農地利用最適化推進委員さんの皆さんには、いろいろな研修会とか、いろいろな勉強会等をお世話になっております。

今年といたしましては、この人・農地プランの実質化に向けてアンケート調査を実施し、来年には各地域の座談会、12の集落がある、その地域ごとの実質化、要するに人・農地プランを策定するということが国のほうでやれというお達しをいただいております。

今回ですね、今年度、一応アンケートの調査を実施するわけでございますけれども、このアンケートは、約1反歩以上の農地を持っている方を対象にアンケート、これは要するに農地を継ぐ担い手がいるかとか、あとは農業行政にどんなことを思っているか、いろいろな意見を出していただくという、今後、みなかみ町の農業行政にとっても貴重な意見をこのアンケートで取得したいなというふうに考えているところでございます。

それで、皆さんにぜひともお願いしたいのが、来年の地区座談会も、当然地区のコーディネーターとして農業委員さんと推進委員さんは出席していただくような形になりますが、まず初めに地域の農業といいますか、このアンケート対象者の方のおつなぎといたしまして、アンケートの配付をぜひお願いしたいというふうに考えております。

具体的に言うと、約1,500人程度といいますと、単純に計算しても、44名の農業委員と推進委員がいますので、地域性はあるんですが、1人当たり30件から40件をお配りしていただきたいというふうに考えております。

もちろん回収のほうは、これ、非常に難しいので、中に返信用封筒で農業委員会あてに送っていただくようにしてありますけれども、アンケートはなるべく多くの意見をいただきたいということで、まず委員さんのほうでおつなぎいただいて、人・農地プランの実質化を図るためのぜひご協力いただきたいというふうに考えておりますので、ぜひともお願いしたいということで、よろしいでしょうか。

議長 今、事務局から、今年度ですね、人・農地プランに対するアンケート、約1,500名というふうな大量な件数になるわけですが、これについて、農業委員と農業推進委員さんにご協力いただいて、配付をお願いしたいという要請で

ございますので、ご協力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。  
期日はいつごろでしたっけ。

事務局　　すみません、失礼しました。今月末ぐらいに一応アンケートができますので、今月末から2月の頭に、余り長くとっても仕方ないので、2月の末に全部回収するよな形で、本当に急で申しわけないんですけども、一応27日、本当は23日にお渡しできればいいかなと思っただんですけども、ちょっと間に合わないので、今月末ということで、よろしくお願ひいたします。

議　　長　　今月の末には届けていただけるということでございますが、人によって30になるか、平均すれば30前後でございますが、ご協力のほうをよろしくお願ひいたします。  
ほかに何かございますか。

8番委員　　8番の吉野です。今のお話で伺いたいんですが、これは農業委員だけで行うわけですか。それとも、最適化委員さんにも少しはご協力をいたひいて、それぞれのおん担をお願ひしてもよろしいんでしょうか。

事務局　　すみません。地区担当者は農業委員さんと推進委員さんいますので、その方たちに一応割り振って、私のほうで割り振りさせていただきたいと考えております。

議　　長　　よろしいですか。

8番委員　　はい。

12番委員　　いいですか、すみません。12番本多なんですけれども、すみません、この農家については、私の独断と偏見で、例えば30件なりに配るということですか。

議　　長　　事務局……

12番委員　　決まっているんでしょうか、どこのうちに配るということは。

事務局　　一応対象面積1反歩以上の農家ということで、その条件で一応リストアップをして、その中で、例えば本多さんのところだったら30人とか、そういうよな形で、とりあえず農家の抽出をしてみないと、何件というのは今言えないので、大変恐縮なんですけど、決まり次第、大体先ほど言った30から40件くらいになる。

12番委員　　はい、すみません。

議　　長　　事務局で封筒のあて名のところに配って、いつ幾日までにポストへ入れて回答をお願ひしますということに回っていただきたいというお願ひでございます。すみません、よろしゅうございますか。  
(「はい」の声)

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時47分〕